

情審第7号

令和4年（2022年）10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和4年（2022年）1月27日付け総第111号で諮問（諮問第31号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において公開をしないとした部分（ただし、実施機関が、令和4年6月30日付で、本件処分を変更して公開とするとした部分は除く。）については、別表に示す「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月27日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月の市長の日程表」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものである。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年11月11日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」とし、公開をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。また、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
  - (3) 条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年11月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月17日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月23日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人から反論書の提出は無かった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月27日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書及び令和4年2月14日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の相手との議論の内容が非公開とされる余地はあるかと思うが、非公開は極めて限定的、抑制的であるべきである。
- (2) 今回に関しては、条例の制定趣旨や条文の趣旨を極めて恣意的に解釈し、逸脱しているとしか考えられない。
- (3) 情報公開制度は、公務員の「職務の遂行に関する情報」については、「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容」の公開を義務付けている。中でも「職務遂行の内容」については例外を認めていない。小田原市の条例も全く同様である。
- (4) 未成熟な案件に係る関係者との面会のため、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるためとあるが、議論の内容などを聞いている訳ではないため、当てはまらないと考える。
- (5) 10月26日に、特定の法人名及び役員氏名が記載され、案件は挨拶とあり、個人名が明確に記載されているが、黒塗りにされている個人名、法人名との違いは何なのか、丁寧な説明が求められる。

#### 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関

の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載されている相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報のうち、個人に関する情報は、特定の個人が識別できる、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるおそれがあるものであり、相手方が公にすることを希望されていない案件もある。
- 2 法人に関する情報は、事業提案等に係る案件であり、公開することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものである。
- 3 審議等に関する情報は、未成熟な案件に関わるものであり、公開することにより、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるものである。

## 第7 諮問後の本件処分の変更

実施機関は、本件処分において公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由が無くなったとして、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して、その一部を公開とすることとした。

## 第8 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、令和4年2月14日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とすることとした部分については審議の対象外とする。

### 1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア及び第3号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

#### (1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定

している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

#### (2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

#### (3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のことを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性

について検討していく。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものであり、本件処分は、公開をしない部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」としている。

(1) 条例第8条第1号の該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の部分について、案件に関する情報は、市長の職務としてとらえることができるが、相手方の所属、職及び氏名は、個人に関する情報である。

したがって、相手方の個人に関する情報については、「慣例として公にされ、または公にすることが予定されているもの」や「公務員等であるもの」を除いては、第1号に該当するものと認められる。

(2) 条例第8条第2号アの該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の案件に関する情報については、当該案件の内容を具体的に説明するようなものは確認できなかった。

したがって、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にしたとしても、法人の権利利益を害するおそれが生ずるものとは認められない。

ただし、この法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名は、法人に関する情報であると同時に、法人の構成員としての個人に関する情報でもあることから、慣例として公にされている法人の代表者の職及び氏名を除いては、第1号の個人に関する情報に該当すると認められる。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものであるが、案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなものは確認できなかった。

したがって、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にされたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第8条第4号イの解釈及び該当性について

当審査会が職権で検討するに、条例第8条第4号は「市が行う事業又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、具体的に同号イにおいて「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを規定する。

「市の財産上の利益を不当に害するおそれ」とは、市が一方の当事者となる契約や交渉等において、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものをいうものである。

当審査会が本件文書を見分し、また実施機関に聴き取りをしたところ、市長の日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた。これを公にすることは、市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。そのため、当該情報は、条例第8条第4号イに該当するものと認められる。

(5) 本件文書における市長の日程表の件名欄以外の部分について

本件文書には、市長の日程表の件名欄以外に、件名に係る時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄があるが、これらの欄は、単に件名に係る時刻、場所、市長や副市長の出席を印で示す出席区分で、その他には、職務に関する情報が記載されているのみである。

また、これらの欄の情報と照合することにより、件名欄に記載されている相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない。

したがって、時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については、上記(1)から(3)に示す公開をしないとした理由である条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。



## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日       | 経過内容                          |
|-----------|-------------------------------|
| 令和4年1月27日 | 審査庁からの諮問書を受付                  |
| 令和4年2月14日 | 審査請求人から提出された意見書を収受            |
| 令和4年3月23日 | 第78回情報公開審査会 事案の審議             |
| 令和4年5月9日  | 第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議 |
| 令和4年6月30日 | 第80回情報公開審査会 事案の審議             |
| 令和4年8月9日  | 第81回情報公開審査会 答申案の検討            |

【別表】

| 項番 | 日にち          | 日程表上の番号 | 公開をしないことが妥当な部分            |
|----|--------------|---------|---------------------------|
| 2  | 10 月 4 日（月）  | 15      | 件名欄内で条例第 8 条第 4 号イに該当する部分 |
| 4  | 10 月 7 日（木）  | 7       | 件名欄内で条例第 8 条第 1 号に該当する部分  |
| 9  | 10 月 18 日（月） | 9       | 同上                        |
| 12 | 10 月 22 日（金） | 12      | 同上                        |
| 15 | 同上           | 18      | 同上                        |